

このような計算をきちんとしたことのある市町村は、実はどこもないのではないかと思います。これはまた金沢市の自慢になってしまいますが、24時間保育を今もやっておられる。それができたというのは、市長さんが保育の保母さんたちと一生懸命に議論され、交渉をなさったからなのです。これは公立保育所問題としてずっと付きまとう問題なのですが、福祉俸給表を設ける時に、公立保育所の保母さんの人件費を調べてみたのです。事務職俸給表を用いたわけですが、自治体によってピンとキリであって、全部局長級にしている東京都23区、一方、初任給くらいのままずっと据え置いている町村などさまざまなのです。何だこれかと思うくらいです。それぞれの自治体の中で、外とは関係なく独自でやっていますので、ものすごい開きがあるのです。

4番目は、先ほどのお金とサービス量との関係です。福本さんの説明に係わるのですが、お金を増加させるとサービス量が増えるというのが一般論ではありますが、お金とサービスが割と敏感に対応している所では、この方程式が生きるはずなのです。ところが保育のように非常に鈍感な関係だと、お金を増やしてもサービス量を増やすための人を配置するという判断をしない。いくらお金を増やしてもサービスに変わらずに消えていく。緊急保育を後で見ると、結局それまでやってきたことにお金がプラスされただけのこと。ある意味では良かったのかもしれませんが、サービス量を増やしたかという点、私は半分ぐらいは疑問に思います。

それは計画が悪かったのではなくて、要するに、そういう人を配置するという点について、どういう形で配置するのかというのを、介護の場合は、どちらかと言うと民間サービスを活用しようとか、福本さんのあれで言えば、まさに無認可保育をもっと使ってみるべきではないとか、そういうのをペアにしないと。単なるお金を増やただけでは新たに人を雇ってサービスを増やすというようなことにはならないだろうと思うのです。介護保険とか支援費とか、個人別給付だけでは動かないものは施設運営補助みたいなものを作っていく必要があるのではないかと。何か政策を打つためには、もちろん個人別給付を動かすという方法もあるのですが、それがなかなかうまく機能しない部分は、法人のほうに補助金を打つというのがあるのかなと思います。これはいま介護保険でもやっていませんし、支援費でもやっていませんから問題発言になるかもしれませんが、そこがないとどうもサービスが動かないような気がしてならない。

保育所の措置制度の部分の部分をどういう形で始末をつけるかというのは、今の話と関係していくのではないかと考えています。

1つだけ付け加えさせてください。いま職員の養成施設の問題は厚生局の仕事になっています。これは厚生省が反省すべきなのですが、各養成施設というのは、指定するときにはすごく熱心にチェックをしていますが、その後のフォローができていない。できていないというのはゆゆしき問題です。いまの私の職責としてはすごく大事な仕事なのですが、厚生労働省の責任として重要なことであると思います。医者や看護師の世界では、養成過程をずっと追いかけてきちんとしているという感じがありますが、福祉の世界あるいはコメディカルの分野はかなりルーズなように思います。逆に言えば、福祉も医療も結局、人が行うサービスですから、人間の技術や心配り、そして手助けがすべてだと思うのですが、そこに意を用いていないという点、一生懸命になっていないと感じてきました。柴田さん

が先ほど言われた、職員を養成している先生たちも自分の学問に自信を持っていないのではないかと  
思われる部分ありますね。厚生省も反省すべきであると思っています。

最後に、乳児の場合、目黒区か何かの60万円は別にしましても、国の基準でも15万円ぐらいはか  
けています。駅型保育などモデル的にやったデータを見ると、利用者負担は15万円は取れず、9万  
円ぐら이가限度です。逆に言えば、15万円の子どもたちは、6万円は民間企業が行うとしても、持  
ち出しにならざるをえない。6万は全国共通で補填することが必要だとするならば、その分は全国民  
の赤ちゃんに補填しないと説明がつかないのではないか。逆に15万円のサービス給付をする意味は  
あるのかなという疑問もありますね。若い夫婦が15万円払えるかというのは考えてみれば、負担能  
力以前の問題のような気がしますね。ですから、雇用との関係をもう一度考え直して、その中に柴田  
さんが言われるように、そもそもその期間、子どもの育ちがどうあるべきかということも社会的に議  
論すべきであるように思うのです。

+ ○山崎教授 河さんがいるときにお聞きしておきたいのですが、この前に河さんと電話で話をし  
ていて、清水局長のときに「一般財源化というのがあって」という話だったのですが、いまも冒頭、  
柴田さんがそのように言われました。それはどういう背景だったのでしょうか。つまり、保育の財政  
問題だったのでしょうか。

○柴田総務官 そこは私もよく分からないのです。国費の合理化というのが当然あったと思います。  
また清水さんも「保育サービス法」と言っていたぐらいですから、措置制度というのでは駄目なの  
ではないかと思っていたのではないかと、という気はします。あまりよく彼と話をしたことがないので真  
意の話はよく分かりません。減らした金を民間にと。でも、当時は相当シーリングも厳しかったし、  
それぞれの局でいろいろ工夫しなければいけないといっても、児童家庭局は、保育所の措置量の比重  
がいちばん大きいですから、そこをやらないと、という面もあったと思います。

○河厚生局長 柴田さんが言われるとおりに思います。先ほど私が申し上げた公立保育所の経費を  
見てきた自治体での運営経験、福本さんもそうですけれども、これと措置費とは関係ないじゃないと  
いうのが、経験的にあったと思うのです。それと政策論とは別に、自治体で総務部長として予算を編  
成されてきた方からすると、関係ないじゃない、というのがあって、それと児童局長としての政策判  
断がつながっていたように思うのです。そのお金を児童局として何に使おうとされていたのかは私も  
よく分かりません。

○福本参事官 公立の職員というか、地方公務員の人件費そのものを国が持つべきかどうかを考えると、  
そもそも本庁にいる事務職員に関しては、国はそういう者に対して負担したり、補助したりはし  
ないというルールがあると思います。それは自治体の自主であり、自治であるという話です。ただ現  
業のサービスの部分については、公立の自治体のサービスについて国が人件費に関与している部分と  
いうのは、あることはあります。いちばん大きいのは教育職員です。いま三位一体の中でいちばん問  
題になっている教育職員は、そうだと思います。私が思うには、保育と照らし合わせて教育の世界を  
考えると、そこはまさにパブリックそのものの原則だと思うのです。小学校にしる、中学校にしる、  
そこはパブリックそのものだから国の仕事なのかもしれない、だからそれは国が持つということかも

しれない。

それに対して福祉の世界は、児童福祉にしても、老人福祉にしても現場でのサービスというのは、市町村が措置するという話とは別に、現場での経営主体はパブリックなのかプライベートでいいのかというのは何かはっきりしない。最初から法律には両方書いてあるという話ではないかと。そうすると、どちらの原則なのかと。先ほど言ったように、自治体職員の人件費ですから、それは国が負担なり補助すべきものではないとするのか、そもそも国がコントロールして、その人件費水準でいくというべきものかはっきりしない。そういう中で、現実に児童福祉の分野について言えば、先ほど言われたように非常に大きなギャップがあって、現場の職員数及び人件費水準等、国が考えているものと、ものすごくギャップがあって、そのギャップを国のほうはコントロールしないという方向でいくのか、埋める方向でいくのか。公立保育所の人件費の一般財源化という話は、もう国は、そんなところは負担したり補助したりする話ではないのではないかと、という話にいったのではないかと思うのです。自治体あるいは大蔵省や自治省が公立保育所の人件費というところにこだわるのは、そこは一般財源でもいいのではないかとというのが根っこにあるのではないかと思います。

○河厚生局長 そこはよく知らないけれども、まさに生々しい話だったら私は傍観者ですが、三位一体の中での議論もそうだと思うのだけれども、教職員というのは、教職員の俸給表が一応あって、全国にそれが普及していて、そのための財源措置をしているのです。逆に言うと、別に文部省を擁護するわけではないけれども、多少プラスアルファがあるにしろ、国が出したお金は給与として実現している。ところが公立保育所の給料は措置費とは関係していないでしょう。お金がサービスが離れているところをどう理解すべきだったのか。逆に離れていることにあまり関心を持ってこなかったのだと思うのです。多分文部省は、例えば石川県の教職員の給与に関心を持って、それがきちんと教職員にとってプライドが持てるだけの給料が実現できているかどうかということで、うまく負担しているのだと思うのです。

保育の場合は、どちらかと言うと児童家庭局は出している以上に給料が払われているから、超過負担と言われて困ったなという感じのほうが強かった。そこには多少ニュアンスの違いがあるのかもしれないですね。

○福本参事官 福祉職俸給表は、ある時まで福祉の世界にはなかったですからね。

○山崎教授 あともう1つ、清水局長は「保育サービス法」ということも発言しておられたのですが、これについて何か。

○柴田総務官 書き物もあまり残っていなかったですね。彼は言ったのではないですか、きっと。

○柴田総務官 先ほどの説明の中で若干足らなかったかなと思うのですけれども、「緊急保育対策5カ年事業」もそうなのですが、まず駅型保育を始めたときに児童手当の金でやったのです。試験的なものもあるし、駅型というのはサラリーマンが使うだろうということもあって、児童手当の金で対応したと思うのです。「緊急保育対策5カ年事業」も一般財源も厳しくて最初は児童手当でやられたのですよね。今日の会議で児童のいろいろな対策の財源ということを考えるときに、そういう萌芽はあったのです。だけど結局は児童手当から金を出すのはやめて、一般会計に戻したのですよね。

○福本参事官 結局パンクしたので一部。

○河厚生局長 一部、お返し申し上げます。

○柴田総務官 あのときは大蔵省は一般財源のものも将来児童手当に振り替えるというスタンスでしたが、そんなことはできないと抵抗しました。

○河厚生局長 努力はしつつも、パンクしたんだから。

○柴田総務官 最初は使うことを前提で、さらに広げるのを止めたのでは。

○福本参事官 普通、一般会計戻しはないと思います。

○島崎副所長 我々が、自負してもしようがないのだけれども。

○下夷助教授 今日、お話をうかがって、始まりは国費を減らすというところからきていたのだ、ということがよくわかり、大変驚きました。すでに 1.57 ショック以降のことであり、保育所そのものが多様なサービスを展開しないといけないという認識が最初にあって、そこからお話が始まっていたのかと思っておりましたので、大蔵関係からお金を減らせという強い圧力があって、他方、自治労からそれは困るという圧力があって、その板挟みに柴田さんたちがいらした、という経緯を初めて知りました。

私自身は、当初からサービスの多様化や拡大というねらいがあって直接契約の提案をされたのかと思っていたものですから、当時はサービスを増やすということを十分考慮されていなかった、というのがとても意外でした。結局、展開の中では、大蔵と自治労というのが非常に大きなアクターとして登場してくるのですが、保育所利用者の方々のパワーといったものはどうだったのでしょうか。利用者サイドと厚生労働省が共闘を組むことはできなかったのでしょうか。

○柴田総務官 前年うまくいかなかったのは、かなり財源問題を念頭に置いて始めたからという思いがあったのです。私たちがやるときにも、この改革で国費を減らしたりすることを狙いにやるのはよそうというのがまず前提にあったのです。去年失敗しているから、国費減らしのために何かという、そういう逆立ちした論理は絶対駄目だと。

先ほど河さんも言っていましたけれど、「介護対策検討会」をやっていたときにも報告書をまとめたことはあるのです。そのときも、いま先生が言われたように、利用者という立場から何を求められているかというところから話を組み立てないと、制度改革をするときに、何のためにやるかと言ったら、その制度は利用者のためにやるのだから、それに役立つように考えるのが基本だろうと。これは当たり前のことなのですが、介護対策検討会もそういうことで組み立てましたし、保育所もそういうことで組み立てたのです。組み立てるに当たってデータがあったかどうかということですが、私が着任してから、やっているぐらいですから、あらかじめ調査したものはないのです。このとき使ったのは、連合がたまたま調査していたものを使ったのです。そういう意味では、利用者という切り口に立って物事を組み立てることができたのです。それでは、そういう人たちと手をつなげたかということ、結論から言うとうまくいきませんでした。

それと実践の話で言うと、お母さん方というのは、結局保育所に世話になっているわけです。その保育所の保母さん方の中でかなり組合的に一生懸命やっている方がいると、結局それに引っ張られて

しまうわけです。だからファックスがずいぶん来ましたよ。検討会の先生方にもたくさん来ましたが、全部文面は一緒です。ですから、これはどこかで指令してやっているのだらうと思います。一方で保護者からも何本か電話がありまして、保母さんがこんなこと言っているのだけれど、これでいいのでしょうかとか。親の中にはそういう人はいるけれども、私たちはそれを組織化できなかった。

あと、唯一プレスに対してどんどん情報を出していった、国民の理解を深めるという戦略もあったのかもしれませんが、私のやり方がまずくうまくいかなかった。結局、利用者を味方につけることが最後までできなかった。検討会が終わると、記者レクを最後の頃は1回やるの2時間です。次が終わったときに2時間やられた。こんな前代未聞だと言われたこともあります。そのときに女性の記者にもずいぶん厳しい追及をうけました。

その中の一人が何年か経って結婚して電話かけてきて、「柴田さん、あなたが言っていたのは正しかった。いまの保育所は本当に困る」と。「役所に行ったけど子どもを託す保育所はまず見せてくれない、見たいと言っても見せてくれない」とか。あなたの言ったのが正しかったと後になって言ってくれて、ちょっとほっとしました。

とにかく利用者を味方につけるという意味では、うまくいかなかったということです。

○下夷助教授　すでに保育所を利用している方たちというのは、ある意味では既得権者でもあるともいえますね。

○柴田総務官　子どもの保育をお願いしているのですから、保母さんに言われたら言うことを聞くというのはありますよね。

○山崎教授　「これからの保育所懇談会」の流れの中で、今後の保育所のあり方についてというのは、サービスの拡充を言っているわけですが、その中で柔軟な保育所運営のあり方についてというところで少し措置制度の見直しについて触れていると思うのですが、こういう流れの中で、突如として財政局からの要望もあり、先ほど言ったような財政対策的な提案があったというのは、柴田さんもちょっと不幸でしたね。

○柴田総務官　不幸とかいうよりも、私たち公務員はゼロからものをつくり始めることはほとんどないのです。必ず誰かがやった後に継続的にやっていくわけですから、うまく実を刈り取れるときもあれば、そうではないときもありますから、そこは仕方ないのではないのでしょうか。厚生省全体としては老人などのほうは目を向けて考えていたけれども、やはり児童というのは影が薄かった。児童福祉局の予算のほとんどは保育所の措置費です。しかも先ほど言ったように、働いている人たちで、ある程度負担能力があると見られる人たちに公費を投入している。財政状況は相当厳しいし、自治体だって結構厳しかったのだらうと思いますから、財政的な要請が強かったのではないかと思います。もっと積極的に育てようという考えは少なかった。

○山崎教授　着任されたとき検討会は始まっていたのですよね。

○柴田総務官　検討会は始まっていますが、海図がないものですから、本当に途方に暮れました。

○山崎教授　平成元年に「介護対策検討会」があって、歴史的にはその辺りから介護保険の流れができるのでしようけれども、柴田さんは検討会の事務局をやられてずいぶん苦労されたのですが、高齢

者介護と比べて何か大きな違いがあるように思われませんか。例えば、平成元年に「ゴールドプラン」を作って、まず助走がきちんとしていますね、サービスの拡充という。「新ゴールドプラン」の辺りから介護保険も射程に入れた検討が始まるというわけで、5年くらい助走の期間があるわけですね。ところが保育の場合は、いきなり契約ということ、助走も何もなく提案せざるを得なかったというのは、誰が考えても無理ですね。

○柴田総務官 そうです。児童分野ではそういうことはなかったから、そういう意味では乱暴だったかもしれません。遡って言いますと、ちょうど山崎先生にも入っていただきましたが、介護対策検討会というのは、当時の吉原次官が、社会福祉制度の見直しということで審議会で答申を出し、それで市町村に基本的に下ろすということを出したのです。それは措置制度が前提で市町村に下ろすという話だったのですが、吉原さん個人は、措置制度だけでいいのかなという問題意識をお持ちのようでした。私はどちらかと言うと、医療保険ばかりをやっておりましたから、発想はどちらかと言うと医療保険に近い。サービスなどはそちらに近い発想になってしまうものですから、保育のほうも結局、そういう組み立てになってしまったのです。先ほど河さんが言っていたように、交付費で財政的に賄うところを根本的に変えるところまでは、とても時間の余裕もないし、それを前提でやってしまったがために、いまから考えるとずいぶん馬鹿なことをやったなと私も思います。金の話とセットでやらないから、馬鹿なことをやったと思うけれども、うまくいかなかったのはそこだと思います。

○山崎教授 福祉の世界で自由契約を打ち出したのは、保育が初めてですよ。

○柴田総務官 ほかの障害者、最近状況が変わってきたから、障害者というとまた別の話になりますが、保育ぐらいは自由契約を入れても成り立つのではないかなという気はしたのです。ずいぶん福本さんに苦勞してもらって現場で運用しやすいように通達などもたくさん出しました。低年齢児保育は現実には加配している保母の財源が自治体負担から 12 の負担に振り替わったようなものだと思うけれども、当時は公費を流してサービスを拡大するという、国がやるとしてはそれしかなかったから。

○新保助教授 契約制への移行を念頭に置いて保育サービスの量を増やすということを考えると、無認可との間で中間的な第2の認可基準みたいなものを設定した保育所をつくるのも1つの考え方としてあるのではないかと当時考えていたのですが、そういう議論がどの程度あったのか、また、どうお考えになったのか。

○柴田総務官 それは本当に悩んだ。だけど、論理として最低基準って一体何なんだということになって。だけど駅型保育などは、例えば遊び場は必ずしもなくてもいいとか。

○福本参事官 駅の所でもいいとなっていましたね、駅ビルで。

○柴田総務官 それ以外は、保母の配置基準などほとんど認可保育所と一緒にしていたと思います。先ほど福本さんが言っていたように、実際に無認可保育所に行く人にも金を出している自治体はあるのです。それこそ官から民へかもしれないけれど、認可保育所をつくるよりは、そういうほうが安く上がるという計算もあったと思うので、実際調べて見ると、そういう所も結構あった。それを場合によっては国の制度で正面から見たらどうかということもあるのですが、認可保育所の最低基準を作っ

ておきながら、それを緩めるというのは一体どうなのだというのが結局最後まで整理がつかないままだったのです。

○新保助教授 ベビーシッター協会を養成されてきたと思うのですが、そちらのほうにもう少しウェイトを置くという議論もなされたのでしょうか。いわゆる自宅とか、第三者の家で見るという、保育施設以外の場所で見るということについても、量を増やすという点においては、やりやすい方法かなとも思ったのですが、その辺りは。

○柴田総務官 当時は労働省が分かれていて、労働省が雇用保険の金で東京都の「保育ママ」に似た制度をやり出しましたよね。

○福本参事官 自治体には「保育ママ制度」というのはありました。

○柴田総務官 厚生省としても考えたことはあったと思いますが、予算化しなかったですよ。

○福本参事官 ベビーシッターの話は、特別会計でベビーシッターを利用する人だったか事業所だったかに補助するという事業で、国でもやったと思います。先ほどの無認可とか、あるいはベビーシッターとかにも少し裾野を広げていこうという中で、ベビーシッターというところにも目をつける。あるいは協会や社団法人を育てていこうという動きはありました。

○島崎副所長 保育所の利用料金の体系はどういうイメージでしたのですか。基本的にはフラットで、低所得者については例外的に減免するという体系を考えていたと思うのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○柴田総務官 そうです。

○島崎副所長 もう1つ、例えばゼロ歳児保育のコストは非常に高いわけですが、そのときのフラットな負担というのは、かかったコストの一定割合でというイメージだったのでしょうか。それともおしなべて保育所の場合には均一料金、例えば5万円だったら5万円というイメージで考えていたのでしょうか。

○柴田総務官 あれはフラットの料金を変えるというはずですよ。どの水準にするかというのは、イメージあったかな。

○福本参事官 21頁の右側に図が描いてあって、応能負担的費用徴収の部分と一律の利用料のところがあって、真ん中の点線の所及びこの階段をどうするかというのは、内部的には検討していたような状況だったのではないかと思います。

○柴田総務官 何パーセントかというのは表には出ていないと思います。

○島崎副所長 いまこのことを言われたわけでしょう。

○柴田総務官 そうです。

○島崎副所長 直接入所の場合については、基本的にはフラットをイメージしていたとのことですが、一部減免のようなことは考えておられたのでしょうか。

○柴田総務官 いや、単価が違いますから。

○島崎副所長 そういう意味ですか。

○柴田総務官 そうです。だから、ゼロ歳児も3歳児も5歳児もみんな同じ料金ということではなか

ったと思います。ゼロ歳児のほうが単価が高いわけですから、フラット料金も高くなる。

○島崎副所長 そういう区分にするかどうかは別にして、ある程度かかったコストに比例してということですか。

○柴田総務官 そうです。

○島崎副所長 その上で、それぞれのフラット料金のときに、例えば減免のようなものはどうするかというのは、応用問題の話として考えるということだったのでしょうか。

○柴田総務官 この絵が悪かったのですが、真ん中に線を引いたために子どもを2種類に分けるのかとか、ずいぶん批判をうけました。

○下夷助教授 同じ施設で2つの入所ルートがあるというのは、やはり相当議論になるところだろうと思います。当然、批判が出るだろうという感じがします。

○柴田総務官 そうです。全部フラットにしておいて低所得者だけこうだ、とやればよかったですけれども。これは少し絵が悪かったなど、いま考えると。

○島崎副所長 いまのに関連するのですが、大蔵省はどういうイメージだったのでしょうか。私もその後、要保護対策をやっていて、カウンターパートの大蔵省の担当者は「要保護対策はまだ分かる。しかし、一般家庭対策については私的な選択だから、公費は使う必要はない」という主張でした。仮にフラット料金にしたときには、非常に高額な所得の場合も同じ料金体系になりますから、所得の再分配効果が効いていないですね。その点はどのような議論があったのですか。

○柴田総務官 ある程度、こういう提案をすることは当時の大蔵省はいいと言っていたけれども、具体的に金をどうするかについては、そこまでは。

○山崎教授 保育関係がみんな反対というのは辛いですね。

○柴田総務官 反対というか、心から賛成していたのはいなかったですね。だけど、日本保育協会と、社会福祉協議会にある全国保育協議会、彼らは正面きって反対しているのではなくて、民間保育所がある程度充実するのであれば、それはそれでいいところもあるという感じでした。私立保育園連盟は、公立保育所とともにやはり最後まで反対していました。公立保育所の人たちにも直接話しをしなければいけないと思って、先ほど福本さんも言っていたけれども、東京都の公立保育所の園長さんが、自分たちで、もともと勉強会をしていたのですが、そこに参加させてもらいましたら、園長さんはさすがに現場でいろいろなニーズに接してやっているから、我々が言っていることを分かってくれるところがあるのです。もちろん組合的な発想の人もいるけれども、思ったより面白い会議だったし、実態も分かったし良かったですね。最後は品川区で夜の10時までの保育をやってくれたので嬉しかったですね。これは最近の話だけれども。

○島崎副所長 その後の一連の改革については、どのような評価をされていたのですか。

○柴田総務官 先ほども言いましたが、こういう提案をするのだったら、ある程度量的な整備をセットでやらないと。財源を確保するのは別途あるのだけれども、量的な整備をしないと無理だろうというのがあって、「緊急保育対策5カ年事業」を始め、いま軌道に乗っていると思うのですが、そこはいいのではないかと思うのです。まだ民間保育園の若い経営者は時々話に来てくれますが、彼らは措



置制度の骨格としては非常に不自由な、経営面からも不自由な保育所というのはあまり変わっていないとか、また、やっている人たちはどんどん高齢化している。同じ頭の人がやっているのだからそうは変わらない。若い経営者は若干今の制度の骨組みに不満を持っているところがあるのではないかと思います。

緊急保育対策5カ年事業でも、ゴールドプランなどでもそうなんですけれど、厚生省はもともと伝統的に目標数値を決めて物事を進めるといのは、ものすごい慎重な役所だったわけですね。それは当たり前で、決めて実行するときは、必ず公費が必要になってくるわけですから、予算もとれないような、そんな約束はできないというのがあって慎重だったのを、消費税を導入するときに、ゴールドプランという目標を決めて、ある程度福祉に、優先的に使う姿勢を示すという意味で、財務省もそこはある程度認めたわけですね。

逆にああいうプランができると、目標に対してどこまで進んでいるかというのも評価できるようになるし、進んでいなかったら何で進んでいないかというのを分析すれば、次に進める。目標を決めて物事を進めるとい話は、厚生省では今までなかった手法で、これは老人が先行していたのですが、これもそういう意味ではプラスにはなっていると思います。

○山崎教授 ゴールドプランとの違いは、ゴールドプランはすべての自治体に義務づけたのに対して、こちらは国レベルの計画で、市町村の任意の計画、この辺が大きな違いではないかと思うのです。

○柴田総務官 向こうも市町村に義務づけるまでには時間がかかっている。最初は義務づけてなかったでしょう。

○島崎副所長 最初はそうだったかもしれないですね。

○福本参事官 消費税が作られるときの話としてゴールドプランがまず生まれて、その後、老人福祉法の改正の中で、市町村が老人保健福祉計画を作るという話になったのですから、時間のラグはあったのです。

○山崎教授 そういう意味では今回の次世代育成支援対策推進法によって、市町村が初めて計画を義務づけられたわけですね。

○島崎副所長 平成9年改正のときに、市町村との契約という構成にするかどうかという議論があったのですが、結局、直接契約にはできなかった。今度も失敗というわけにはいかないという、追い詰められた感じがあった。措置制度は崩そう、しかし公費は投入する。つまり、措置の話と措置費の話は別だというロジックでした。堤さんからは、「平成9年の改革は不徹底であったため、昨年の公立保育所の補助金も削られてしまった。あのときの改正が不徹底であったことが悔やまれるゆえんだ」というようなことを言われているのですが、その後、構造改革法ができたときに、保育についてはどういう議論だったのですか。

○山崎教授 社会福祉基礎構造改革の中での保育というか、児童の扱いですね。これは基本的に手をつけないということだったですね。平成9年に改正して、平成10年から施行、この直後のことで失敗はもう繰り返すことができない状況の中で見送りというふうに児童家庭局は判断した。

○島崎副所長 改正直後で、まだ定着もしていないときでしたね。

○山崎教授 ええ、そうです。やっぱり柴田さんのところの改革がうまくいかなかったことについて、後輩たちが非常に慎重になっていましたね。福井課長のときは、とにかく一步踏み出すことで精一杯というか。

○島崎副所長 2人を弁護するわけではないのですが、見方が2つあって、背水の陣で臨まざるを得なくなったということはどう評価するかだと思います。例えば、平成9年改正のときに、省内でも不要不急の法律は出すなということ強く言われて、非常に困ったのです。しかし、ここまで踏み出してしまったら、法律を出さないわけにはいかないということもあったのは事実です。つまり平成9年改正のときに、その前の「失敗」なしに出せたかという、出せなかったかもしれない。私自身は別に重荷を負わされたという感じは持っていない。もっとも私は平成9年のときに保育を担当していませんので、必ずしも当事者ではありませんが。

○山崎教授 平成9年の改正のときは介護保険の検討が本格化していたときで、その当時、池田さんは自治労におられた。自治労は介護保険の強力な推進母体だったわけです。審議会でも自治労の保育労働者のリーダーの方にヒアリングをしたときに、「自治労はいま介護保険を推進しているのに、なぜ保育については直接契約は反対ですか」と申し上げたことがあるのですが、ちゃんとした答えはなかったように思います。

○柴田総務官 要するに、老人施設は公立施設が少ないのです。だから組合問題にならない。保育者は、もう6割もいるものだから組合問題になってしまう。ですから、福祉施策に対する姿勢は全然一貫していない。だけど、職員問題になるかどうかというところでは一貫している。

○福本参事官 児童福祉ないしは保育の世界と、老人福祉ないし介護といわれる世界と、障害者の福祉の世界の3つを見たときに、いちばん最初にいわゆる措置制度と言われる概念で括られているところから抜け出そうとしたのは保育の世界で、それがいちばんまた歴史としては長いし、いちばんある意味で改革が必要だった分野には違いないのです。保育のところが、制度の改革ということで、最初にフロントランナーとして走ったというのは、そういうことではなかったかと思うのです。保育は結局、現場におけるボリューム、あるいはポリティカルな意味での重さ、歴史の重みもあるので、いちばん大きい。保育所の数もいちばん多いし職員数もいちばん大きい。介護はあれだけ大きくなりましたが、介護保険となって初めて広がっていった部分がある。それが障害者でしょう。

結局、保育が最初に走ったけれど、それだけ重みもあったから、うまくいかなかった。それに対して介護保険というのは、スウート行けたのです。それを見て、障害福祉の分野が構造改革の中で行った。結局、保育のところはそれだけの重みがあるものだから、今まだあるポジションで残っているということではないかと思うのです。単に児童福祉と老人福祉と障害者福祉、という表舞台だけではなくて、実際の構造、どれぐらいのボリュームを持って、どれだけのお金があって、入って、どれだけの人間が関与していて、それで食べているかということを見ると、やはりいちばん難しい分野が保育と児童福祉ではないかという気がしますけれどね。

○島崎副所長 河さんが好きな松崎芳伸という人がいますよね。彼の想定問答を見ると、非常に柔軟なのです。例えば、幼保一元の想定問答がある。保育所で幼稚園的なことをやるときはどうすればいい

いんだという問いがあつて、「それは両方の看板を掲げればいんだ」ということが書いてあるのです。つまり、児童福祉法を立案をした人の意識は、結構柔軟だった。ところが、そこにお金が投入されていくと、そうした柔軟さがなくなっていく。そうした中で、柴田さんらは苦勞されたという感じを持ちます。

○下夷助教授 公立保育所と民間保育所の役割分担といった整理をして突破する、というようなご検討はされなかったのですか。

○柴田総務官 現実問題として、延長保育とか、そういうのはほとんど民間でやっている。公立保育で一生懸命にやっているのは障害児保育なのです。措置制度は、本来公でやるものを民間にも代わってやってもらうということですから、基本的には公がやる話として整理していて、ただその担い手だけだということなのですが。だから、おっしゃるような意味で、こっちにはこれ、こっちにはこれと明確に意識したわけではない。やはり、民間は人の採用なども公立よりはしやすいということもあるだろうから、多様なサービスを真っ先に手をつけてもらうのは民間にお願いしたいという、そういう気持ちはありましたよね、期待するところが。だけど、ものの考え方として、民間はこっち、公立はこっちと、そういうのはなかったと思います。今まで福祉制度でやってきたもの、すべてについてそのものだけけれど、こういう利用契約的なものを入れたときに、財政をどう賄うかというのをちゃんとやらないと、これは提案になりませんよね。

○島崎副所長 三位一体の話が出ていますが、いわゆる現物給付への補助金はほとんどなくなるという提案になっていますね。早い話が現金給付の児童手当は国に残り、あとの現物サービスのところは各地方公共団体がやる。一方で、待機児童は解消するというのはどう考えればいいのか。国と地方のあり様、あるいはポリシーミックスのあり方としてはちょっと違うのではないかという気がします。

○山崎教授 今回の地方団体の……は収まらないと私は思っているから、わりと楽観視しているのですが、おっしゃるとおり待機児童ゼロ作戦も何もできませんよね。

○柴田総務官 ニーズというところから考えていくと、保育所を利用したいという人がいれば、そう簡単に保育所をたたむことはないだろう、というのがまずあるのではないかと思う。ただ、そうは言っても今までと違って、市町村が少し整理しようとかという余地は、今までよりは大きくなる。だからと言って、市町村が本当にニーズを制限してまでということになるのかどうか。

○福本参事官 この保育問題検討会のときの厚生省と大蔵省と自治省での、実際のマクロの財源分配をどうするかという議論では、公立保育所の人件費の一般財源化という話はあったが、その中では税源移譲という話はないわけですよ。単純に国の補助金がある意味ではなくなる、そういうことなのでしょう。単純に国の補助金なくなるが、地方は税源を移譲されるわけではない。という中では確かに地方は保育に使う金が足りなくなるという反論があるだろうし、多分そうなのでしょうね。

しかし、今の三位一体という話は、そこをちょっと乗り越えてというか、もっと大きなフレームになる。税源は地方に移しますと、国全体で見たときの負担というか、どこにお金が入るかというのを変えるという話なのです。だから保育にかけるお金自体は、場合によっては国の補助金が自治体の税財源の形になって自治体に入るだけだから、それは変わらないでしょ、という反論が自治体側からあ

り得るのが1点と、もう1つは、三位一体の側の、自治体側の主張は、保育について言っているわけではないですが、それを保育に引き直して言うと私はこう見るのです。国の反論もなかなかできないところだと思うのですが、結局ニーズがさまざまではないか。自治体のニーズがさまざまであるときに、自治体が考えて、自治体なりのサービスを組み立てたほうがいいのか、こういう主張をする。それを保育の世界に引き当ててみたときに、確かにそういう点はあると思うのです。

先ほど私は自治体の経験から話を始めましたが、保育に関して言うと、ニーズは確かにさまざまだと思います。ニーズがさまざまというのは、なお待機がある所は待機がある状態で残っている。片や子どもの数がぐんと減ることによって、幼保一体でやったほうが効率的だというような話が出てきている。幼稚園と保育所を縦に割って行政をすると非効率だし、住民もそれを望んでいない。だから一般財源にして、子どもに対してどういうサービスを組み立てるかを自治体でやったほうが余程いいという主張をするわけです。

それに対して国のほうは、ナショナルミニマムというのだけれど、ナショナルミニマム、あるいは平均値ないしは標準値というのが言えるかどうかにかかっている。言えるのであれば、国のほうでやらないと駄目でしょう。金は地方に財源が移るのだから、減りはしないという形で組み立てられると、金の問題ではなくなって、あとは国が一本の基準なり標準を立てるほうがいいのか、地方それぞれがやらないと駄目なのか、という議論だと思うのです。そこが国なり厚生省が言っているかどうかという、特に保育の分野はどうかという気がしますね。自治体の言い分のほうが、ひょっとしたら合っているのではないかと。

実際に首長がその分野に配慮するかどうかはまた別の話としてあって、自治体はそういうニーズを見る能力、あるいは政策立案能力がないなどという反論はありますが、それは職員を教育すればいいのではないかと、あるいは国から自治体に人間を行かせればいいのではないかとという話までいってしまえば、それはまたそれで終わってしまう話なのですが、全国一本なりの標準の話なのか、自治体ごとに違うのかという話になったときに、どう答えるのかという気はするのです。

○山崎教授 先ほど柴田さんが検討不足であったということで2つおっしゃった、財源の手当ができなかったということと、サービスを伸ばすということも含めて検討すべきであったと言うのですが、私がいま考えているのは、要する介護保険、医療保険のような仕組みを子どもの世界に入れられないかということなのです。それはサービスを伸ばす有効な手段だし、新たな財源を確保する道だと思っているのですが、そういう方向を目指そうとすると、いまこの段階で児童の分野で市町村にすべて預けて、国が手掛かりを失うというのは致命的なのです。サービスの部分で関わりをなくすというのはそれで何とか今回残したい。

柴田さんが今、現実にニーズがあるのに市町村長は手を引けるかと言われたのですが、むしろもっと地方に権限を移譲していいと思うのは、高齢者介護なり医療だろうと思うのです。これはもう市町村長は手を引けない、そのくらい定着していると思うのです。子どもの分野は、まだまだ国のかなりの関与が必要ではないかと思っていますから、むしろ税源移譲を前提に、補助金を減らす余地がある。しかも、地域住民に密着したサービスの体系を組み立てるという点では、医療や介護の分野ではない

かと考えているのです。

どうも厚生労働省の中でも、児童家庭局というのはあまり力がない。それは独自の財源を持っていないということもあると思うのですが、国全体の中でも、子どもの問題については厚生労働省は力がないと思うのです。やはり、この問題は首相官邸がむしろ先頭を走っていただかないといけない。それぐらい厳しい状況ではないかと思うのですが、官邸の雰囲気はいかがですか。

○柴田総務官 保育や少子化対策というのは、少なくとも大事だという認識はみんなが持っていると思います。少子化対策は大事なのは分かるのだけれど、何をやるんだというのがない。結局、今までの施策の寄せ集めみたいだし、その中で有効なのは保育、育児休業と、昔からあまり議論が変わらない。簡単に言えば、大事さは認識しているけれど、具体的な手立てが、目新しいものがない、というのが率直なところではないでしょうか。

先ほど山崎先生がおっしゃった話ですが、確かに医療保険や介護保険みたいなイメージで保育の世界もやるということを考えるときは、市町村に1回任せて、利用者負担とか何とかも市町村でそれぞれみんなバラバラになってから入れる。今でもバラバラになっているから、そういう意味では一緒かもしれないけれど、保険制度ということになると画一的にやらざるを得ないところがあるから、そこはまた難しいところがあるかもしれないですね。だけど、結構いまもバラバラですからね。

○柴田総務官 おそらく国で保険制度を運営するとなると、利用者負担なども全国一律にした上でという話になるだろうからね。

○島崎副所長 先生が先ほどおっしゃったのは、医療保険と同じように次世代育成の財源を確保することですか。

○山崎教授 そのことを言っているのです。いわゆる育児保険構想。

○柴田総務官 自治体は今、費用負担はバラバラでしょう。石川県など、費用徴収は階段じゃない、フラットなのです。生活保護と市町村民税が非課税のところはただで、あとは全部費用徴収はフラットなのです。そういうのが何町村もありましたね。

○山崎教授 それは設計の仕方によって、かなり自由な方向が考えられると思うのです。子ども1人当たりいくらという形で、交付金のようなものを出して、それを保険の枠内で自由に使っていただいでいい、という設計が考えられると思います。

○柴田総務官 私は、一人1時間当たりいくらというのは良いと思う。幼保一元化をやるための、金の面での解決は一人1時間当たりいくらというのは良いという感じがしています。

○福本参事官 この研究会のテーマで上がっている保育ないし児童の保険については、あまり煮詰めて考えたことはないのですが、いろいろな要素がありますね。現実には制度設計を考えたとき、保険料という形で目的税的な財源調達をやるという側面とか、利用者ないしその財源拠出者の自主的、自治的な組織による運営になるという側面もあるでしょうし。ただ、支援費のようなこともありますから、必ずしも公費だから応能負担ということでもないかもしれませんが、いずれ整理すべき話として、応能負担なのか応益負担なのかという話も出てくるだろうし。いくつか分けて考えていって、うまく馴染むかどうか。

保険という話になったときに、今いちばん先行している国保、介護保険がそうですが、保険者の単位が多分、実際の問題となってくる。いま三位一体の中で、保育についても国の負担金をなくすかどうかという話もありますが、新たに保険という話になったときに、財政の単位はどういう単位であるのかがいいのか、あるいはその単位にするとコントロールがうまくいくのかいかないのか、いろいろ課題はあるという気がします。あまり煮詰めて考えたことはないのですけれども。

○柴田総務官 そういう話と、やはり厚生省は、図式的に言うと、ニーズがあればそれに対応する、負担は後から考えるという感じなのですが、やはりいろいろな施策を総合的に見なければいけない立場にいる人たちの頭は、必ずしもそうではない。大体負担の限界をある程度見ながら組み立てないと、ニーズがあったら何でも応ずるなどという仕組みにしていたら、早晚パンクするに決まっている。極端に言うと、負担の限界から考えるぐらいでないと、高齢者の負担がどんどん増してくる中で、それでは済まないのではないかと。私などは、ニーズがあったらそのニーズにできるだけ対応するものを効率化、重点化して、結果として負担をできるだけ抑えるという発想をどうしてもとりがちなのですが、そうではなくて、極端に言うと、限界を決めるところから何ができるかということをししないと、歯止めがかからなくなってしまわないかという指摘です。

○山崎教授 とにかく高齢者には、相当な負担を今後お願いせざるを得ないのです。それだけでは、しかし社会保障に夢のある話はなくなってしまいます。ですから、高齢者に相当な負担をお願いする一方で、新しい分野として、児童に十分な、重点的な資源配分をするというのをセットでないと、高齢者に対する負担増はお願いできないのではないかと気がするのです。ただ削るだけではね。

○柴田総務官 児童も入れて、トータルで増えるということになると、本当に理解してくれるかどうか。特に財界などはそうでしょうけれど、最後に国家の意思決定をするという場で、理解してくれるかどうか。

○福本参事官 「社会保障の在り方に関する懇談会」というのが7月30日から始まりましたけれども、これは私の仕事なのです。私は内閣官房で、官邸と各省をつなぐポジションにいます。官邸というのは、全省庁および全大臣、および全利害関係者の総合的なところを見ているので、ギャップはだいぶ大きいですね。だから、いまの話はその運営の中で私が日々直面している話であって、子どもも含めて社会保障全体の負担をどうするんだという話が出るわけです。毎回その懇談会では出ますし、そこの答えを出さないとどの分野も進んでいかない感じがありますね。

年金改正から始まって、今後いろいろな制度の改革が進んでいく中で、やはり全体で考えないとという話は、厚生労働省の外に出て見ている、ひしひしと感じます。財界の声が直接総理には届きますし、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣というのは、官邸にはしばしば出入りしますし、その辺りを全体で考えないとというのがあります。ただ、厚生労働省は縦に割れていますから、それぞれの局の話だけが持ち込まれるのですけれども、そこはやはり全体で、という話にはなかなかならないですね。介護はこれでいきたい、医療はこれでいきたい、児童はこういうことでいきたい、という感じが強いのですからね。

○下夷助教授 全体のパイの取り合いの中で、児童分野は分が悪く感じがありますでしょうか。

○福本参事官 児童分野に金をかけていかないといけない、そこを社会的に支援しなければいけないというのは、官邸、財界あるいは他の省庁も含めて、そんなに異論のないところだと思います。そこを言ったときに今の話が出てくるわけで、そこを広げていくのだったら、年金は今のままでいくの、あるいは老人医療はどうするの、という話になってしまう。そこがセットで出てこないで、児童の話を進めるのも「待て」になるということだと思います。

○島崎副所長 先ほど、山崎先生が老人の給付を削って若いほうに回すということを言われました。資源配分が偏っているというのはおっしゃるとおりですけれど、そのコンセンサスが得られるかどうか。もちろん、経済界も今のままでいいとは全然思っていないで、相当深刻に考えていますよね。つまり、このまま進んでいったら次の労働力がなくなってしまうし、国内マーケットだってシュリンクしてしまうわけだから、いいとは思っていないのですが、ただ具体的にどういう施策の展開があるのかという感じがあると思うのです。

いまの事業主負担を増やせるような環境は、客観的な状況としては全然ないと思うのです。国際競争力にどれだけ影響しているかという問題はあり、私は言われているほどはないと思います。

○山崎教授 という状況で、非常に厳しいですね。ただ、希望は残したいのです。ですから、児童は今回の三位一体では保留にさせていただきたいのです。もう一度挑戦するチャンスを残したいと思うのです。

○柴田総務官 財源の持ち方は別にしても、日本全体で考えれば、かかっている金は変わらないわけですね。使いやすくすれば、それが広がってくる。しかし、いまは少子化傾向ですから、広がってもこれぐらいまでの限度がある、というのはある程度見えるわけですね。将来的にも何年かぐらいは、その辺を抑えた上で、その財源を誰がどのように負担していったらいいのかという議論をしたほうがいいのかと思うのです。先ほどの枠の話と併せてなのですが。子どもの問題は、計算してみても目茶苦茶に増えるという感じではないでしょう。ニーズを掘り起こしたとしてもね。

○山崎教授 長時間どうもありがとうございました。最後は厳しいご意見もいただきました。頑張りますのでよろしくをお願いします。

支 局		地 点			対 象	

○(育児) - 11月○

2004年11月

社団法人 中央調査社

F 1. (職 業) あなたの職業をおきかしてください。

シートNo.=01

- |                       |                           |     |     |            |           |     |            |   |
|-----------------------|---------------------------|-----|-----|------------|-----------|-----|------------|---|
| 1                     | 2                         | 3   | 4   | 5          | 6         | 7   | 8          | ⑪ |
| 農林漁業<br>(家族従業<br>を含む) | 商工・サービス業<br>(家族従業を<br>含む) | 事務職 | 労務職 | 自由業<br>管理職 | 無職の<br>主婦 | 学 生 | その他<br>無 職 |   |

F 2. (性)

- |     |     |   |
|-----|-----|---|
| 1   | 2   | ⑫ |
| 男 性 | 女 性 |   |

F 3. (年 齢)

--	--

歳

⑬    ⑭

F 4. (教 育) 学校はどこまで行きましたか。

- |                     |                    |                        |   |
|---------------------|--------------------|------------------------|---|
| 1                   | 2                  | 3                      | ⑮ |
| (新) 中 学<br>(旧) 小・高小 | (新) 高 校<br>(旧) 中 学 | (新) 短大・大学<br>(旧) 高 専 大 |   |



次に、育児などについておうかがいします。

現在、少子化が急速に進んでいます。このため、次世代育成支援策の一環として、児童手当制度を充実するか、又は新しい発想で育児支援手当を創設することが、議論されています。

現在、子育てに対する金銭的な支援として、児童手当制度があります。その内容は、おおむね次のとおりです。

- ① 手当額は、第1子、第2子が月5,000円、第3子以後は月1万円です。
- ② 支給の対象となる児童は、小学3年生以下です。
- ③ 親の所得が一定額以上である場合は、支給されません。
- ④ 児童手当の支給に必要な費用は、公費負担と、サラリーマンの子どもについては企業による拠出金によっても、まかなわれています

これらのことを踏まえた上で、質問にお答えください。

Q1. 【回答票1】 育児に対する金銭的支援（児童手当又は児童支援手当）の充実と、国民の負担の増加との関係についてお聞きします。あなたのお考えに最も近い考え方を、この中から1つだけ選んでください。

- 1 (ア) 国民の負担が増加しても、金銭的支援を充実すべきである
  - 2 (イ) 国民の負担が増加する場合は、育児に対する金銭的支援を充実すべきでない
  - 3 (ウ) 国民の負担も、育児に対する金銭的支援も、現在のままでよい
  - 4 (エ) 国民の負担を少なくするために、育児に対する金銭的支援を減らすべきである
  - 5 (オ) 国民の負担となる育児に対する金銭的支援は行うべきでない
  - 6 わからない
- ⑪
- (Q2へ)
- (Q3へ)

SQ1. 【回答票2】 育児に対する金銭的支援の充実が必要であると思う理由を、この中から3つまで選んでください。(M.A.)

- 1 (ア) 少子化の進行を緩和するため
  - 2 (イ) 次世代を健全に育成するため
  - 3 (ウ) 子どもの出産・医療・教育等にお金がかかるため
  - 4 (エ) 育児のために働けなくなって、親の所得が減るため
  - 5 (オ) 育児はただ働き(アンペイド・ワーク)であるため
  - 6 (カ) 保育所に子どもを預けている親と比べて不公平であるため
  - 7 (キ) 高齢者対策と比べて育児対策が不十分であるため
  - 8 (ク) 育児の費用は本来国が負担すべきであるため
  - 9 (ケ) その他 ( )
  - 10 わからない
- ⑫

SQ2. 【回答票3】 育児に対する金銭的支援を充実するための財源確保の方法として、このどれが望ましいと思いますか。この中から1つだけ選んでください。

- 1 (ア) 消費税を上げる
  - 2 (イ) 所得税を上げる
  - 3 (ウ) 現行の社会保険料に上乗せする
  - 4 (エ) 新しく育児保険を作って、育児保険料を徴収する
  - 5 (オ) その他 ( )
  - 6 (カ) わからない
- ⑬

【Q1で「2(イ)～5(オ)」と答えた人に】

Q2. 【回答票4】 育児に対する金銭的支援の充実に消極的である理由を、この中から3つまで選んでください。(M.A.)

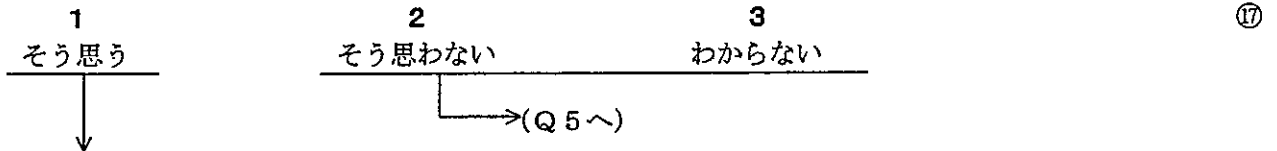
- 1 (ア) 育児支援は、金銭的支援ではなく、保育サービスの充実、親の就労環境の整備等によって行うべきであるため
  - 2 (イ) 子どもの出産・医療・教育等に対する支援は、それぞれ金銭ではなく行政サービスによって行われるべきであるため
  - 3 (ウ) 育児費用は本来親が負担すべきであるため
  - 4 (エ) 育児に対する金銭的支援を充実しても、少子化の進行を緩和する効果がないため
  - 5 (オ) 育児に対する金銭的支援の充実よりも、高齢者対策などを充実すべきであるため
  - 6 (カ) 育児に対する金銭的支援を充実すると、国民の負担が増えるため
  - 7 (キ) 現在、政府に財政的余裕がないため
  - 8 (ク) その他 ( )
  - 9 わからない
- ⑭

【全員に】

Q 3. 【回答票 5】子ども 1 人当たりの児童手当、又は児童支援手当の月額、いくらくらいが適当だと思いますか。なお、手当額が高くなれば、その分、税や保険料が高くなることをも考えて選んでください。

- |                    |              |   |
|--------------------|--------------|---|
| 1 (ア) 手当を支給する必要はない | 7 (キ) 3万5千円  |   |
| 2 (イ) 1万円未満        | 8 (ク) 4万円    |   |
| 3 (ウ) 1万5千円        | 9 (ケ) 4万5千円  | ⑮ |
| 4 (エ) 2万円          | 10 (コ) 5万円以上 | ⑯ |
| 5 (オ) 2万5千円        | 11 わからない     |   |
| 6 (カ) 3万円          |              |   |

Q 4. あなたは、児童手当、又は育児支援手当の額を大きくしたら、子どもをもつ気になったり、もう 1 人子どもをもつ気になったりすると思いますか。



S Q. 【回答票 6】それでは、児童手当、又は育児支援手当の額がいくらになつたら、子どもをもつ気になったり、もう 1 人子どもをもつ気になったりすると思いますか。

- |           |                          |   |
|-----------|--------------------------|---|
| 1 (ア) 1万円 | 7 (キ) 7万円                |   |
| 2 (イ) 2万円 | 8 (ク) 8万円                |   |
| 3 (ウ) 3万円 | 9 (ケ) 9万円                | ⑮ |
| 4 (エ) 4万円 | 10 (コ) 10万円以上 (具体的な金額: ) | ⑯ |
| 5 (オ) 5万円 | 11 わからない                 |   |
| 6 (カ) 6万円 |                          |   |

【全員に】

Q 5. 【回答票 7】児童手当又は育児支援手当は、どのような家庭に支給するのがよいと思いますか。この中から 1 つだけ選んでください。

- |  |   |
|--|---|
| 1 (ア) 所得の多い少ないに関わらず、育児を行うすべての家庭に支給するのがよい             |   |
| 2 (イ) 高所得の家庭を除く家庭に対して支給するのがよい                        |   |
| 3 (ウ) 失業者家庭、母子家庭、多子家庭など、経済的に余裕のない育児家庭についてのみ、支給するのがよい | ⑮ |
| 4 (エ) 金銭的支援を行う必要はない                                  |   |
| 5 わからない  |   |

Q 6. 【回答票 8】あなたは、児童手当、又は育児支援手当は、何歳までの子どもについて行うのがよいと思いますか。この中から 1 つだけ選んでください。なお、手当の支給対象となる子どもの人数が多くなれば、その分、税や保険料が高くなることをも考えて選んでください。

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 1 (ア) 3歳まで      | 5 (オ) 高校に入る前まで      |
| 2 (イ) 小学校に入る前まで | 6 (カ) 高校を出るまで       |
| 3 (ウ) 小学 3 年生まで | 7 (キ) 金銭的支援を行う必要はない |
| 4 (エ) 中学校に入る前まで | 8 わからない             |

Q 7. 【回答票 9】あなたは、出生率の低下によって子どもの数が少なくなってきている「少子化」について関心がありますか。それとも関心はありませんか。この中から 1 つだけ選んでください。

- |          |         |          |         |       |
|----------|---------|----------|---------|-------|
| 1        | 2       | 3        | 4       | 5     |
| (ア)      | (イ)     | (ウ)      | (エ)     |       |
| とても関心がある | 多少関心がある | あまり関心がない | 全く関心がない | わからない |

Q 8. あなたには、現在お子さんがいらっしゃいますか。(子どものいる方に)何人ですか。

1	2	3	4	5	6	7
1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上	子どもはいない
						↓ (Q10へ)

SQ 1. 1番上のお子さんから順に、それぞれのお子さんの年齢を教えてください。

【調査員注：年齢は5人目のお子さんまで聞く】

SQ 2. また、それぞれのお子さんについて、児童手当を受給していますか(いましたか)。

【お子さんの年齢、及び児童手当の受給の有無の記入欄】

SQ 1. お子さんの年齢		SQ 2. 児童手当の受給の有無	
↓		受給している (いた)	いない (いなかった)
(1) 第1子	( ) 歳	→ 1	2
(2) 第2子	( ) 歳	→ 1	2
(3) 第3子	( ) 歳	→ 1	2
(4) 第4子	( ) 歳	→ 1	2
(5) 第5子	( ) 歳	→ 1	2

Q 9. あなたには、現在高校生以下のお子さんがいらっしゃいますか。

(高校生以下の子どもがいる)

1	2	3	4	5
1 人	2 人	3 人	4人以上	いない
				↓ (Q10へ)

SQ 1. 【回答票 10】 お子さんの養育費用のうち、大きな支出項目をこの中から2つまで選んでください。(M. A.)

- 1 (ア) 食費 (ミルク代、おやつ代等を含む)
- 2 (イ) その他の生活費 (衣料、洗面用具、おむつ、遊具、レジャー等の費用)
- 3 (ウ) 医療費 (出産、売薬、医療機関への交通費等を含む)
- 4 (エ) 保育料 (保育所、幼稚園、無認可保育所等の費用)
- 5 (オ) 学校の教育費 (授業料、通学費、教科書・参考書費、クラブ活動費等)
- 6 (カ) 学校外の教育費 (学習塾、家庭教師、習い事等の費用)
- 7 (キ) その他 (具体的に )
- 8 わからない

SQ 2. 【回答票 11】 お子さんの養育費用として、平均して毎月、いくらかの金額を支出しておられますか。2人以上いる方は合計してお答えください。

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1 (ア) 1万円未満     | 7 (キ) 6万円～7万円未満 |
| 2 (イ) 1万円～2万円未満 | 8 (ク) 7万円～8万円未満 |
| 3 (ウ) 2万円～3万円未満 | 9 (ケ) 8万円～9万円未満 |
| 4 (エ) 3万円～4万円未満 | 10 (コ) 10万円以上   |
| 5 (オ) 4万円～5万円未満 | 11 わからない        |
| 6 (カ) 5万円～6万円未満 |                 |

【全員に】

Q10. あなたは、結婚していますか。それとも未婚ですか。

1	2	3	4
未婚	既婚 (配偶者有)	離・死別 (配偶者無)	わからない
↓ (Q11へ)	↓	↓ (Q11へ)	

SQ. (配偶者の職業) あなたの配偶者 (夫または妻) の職業をおきかせください。

- |                       |                           |     |     |            |           |    |           |
|-----------------------|---------------------------|-----|-----|------------|-----------|----|-----------|
| 1                     | 2                         | 3   | 4   | 5          | 6         | 7  | 8         |
| 農林漁業<br>(家族従業を<br>含む) | 商工・サービス業<br>(家族従業を<br>含む) | 事務職 | 労務職 | 自由業<br>管理職 | 無職の<br>主婦 | 学生 | その他<br>無職 |

Q11. [回答票 12] あなたと生計が同じである世帯全体の年収は、およそどれくらいですか。この中から1つだけ選んでください。

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| 1 (ア) 200万円未満         | 7 (キ) 1,200～1,400万円未満  |
| 2 (イ) 200～400万円未満     | 8 (ク) 1,400～1,600万円未満  |
| 3 (ウ) 400～600万円未満     | 9 (ケ) 1,600～1,800万円未満  |
| 4 (エ) 600～800万円未満     | 10 (コ) 1,800～2,000万円未満 |
| 5 (オ) 800～1,000万円未満   | 11 (サ) 2,000万円以上       |
| 6 (カ) 1,000～1,200万円未満 | 12 わからない               |
-